

知的財産登録局

(コスタリカ)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 CR. I

略語のリスト

国内官庁： 知的財産登録局（コスタリカ）

PL： 特許・意匠・実用新案に関する1983年4月25日の法律No. 6867
(2008年11月21日の法律No. 8686による改正までを含む)

PR： 特許・意匠・実用新案に関する1983年4月25日の法律No. 6867の規則を承認する，
1983年12月12日の政令No. 15222-MIEM-Jを改正する，2014年2月12日の執行令
No. 38308-JP

指定（又は選択）官庁 CR	知的財産登録局 （コスタリカ） 国内段階に入るための要件の概要	概要 CR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は権利回復を認める	
権利回復手数料	USD 144	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明示的に請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ^{1,2}	通貨：米国・ドル（USD） 特許： 出願手数料 ³ …………… USD 500 実用新案： 出願手数料 …………… USD 75	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 特許、意匠及び実用新案に関する法律第6867号、第33条(a)、並びに特許、意匠及び実用新案に関する法律についての規則第47条を参照。
- 3 この手数料は、自然人、コスタリカ法律第8262号で定義する極小企業若しくは小企業、高等教育の公的機関、又は科学若しくは技術研究の公的機関による国際出願の場合には70%減額される。出願人は手数料減額の請求と併せて、手数料の支払証拠に追加して次を提出しなければならない：出願人が減額資格を有する旨の宣誓供述書；自然人の場合には身分証明カード（「cédula de identidad」）の写し、又は法人の場合には法人カード（「cédula jurídica」）の写し。減額資格を有していない第三者に対する権利移転登録の手続を開始する場合、当該第三者は譲渡人が最初に支払わなかった、手数料の残額70%を支払わなければならない。更に、第三者に移転した日から、譲受人は特許の有効性を維持するための年金の合計額を支払わなければならない。

C R	知的財産登録局（コスタリカ）（続き）	C R
国内手数料の免除，減額又は払戻し	50%まで払戻しが可能 ⁴ 。同一対象についての新規出願の国内手数料に関しては，事後放棄された出願について既に支払済の手数を再利用することができる。	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁵	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名⁶</p> <p>出願の権利の譲渡又は移転証書⁶</p> <p>出願人が先の出願を行っていない場合には優先権を主張をする資格についての証拠⁶</p> <p>権利濫用の結果としての開示，一部の展覧会での開示，一定期間中の出願人による開示など，不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠⁶</p> <p>コスタリカにおける通知のための代理人の選任又はあて名の指定</p> <p>国際出願又はそれに関する提出書類の翻訳文2通（1通は紙形式，追加の1通は電子形式（CD-ROM））</p> <p>必要な場合には，国際出願の確認済翻訳文 優先権書類の認証翻訳文⁷</p>	
誰が代理人として行為できるか？	コスタリカで登録されている代理人 ⁸	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 特許，意匠及び実用新案に関する法律第6867号についての規則第14条を参照。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，出願人は国内段階移行後，90日以内にこの要件を満たさなければならない。国内官庁はそのための通知を行わない。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

7 関連する発明の特許性を決定することに優先権主張の有効性が関与している場合のみ。

8 特許，意匠及び実用新案に関する法律第6867号，第34条を参照。